

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和2年8月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和2年8月7日

都市の中で守られ、あるいは創出されてきた緑地は、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など、多様な機能を持っています。

九都県市では、これまで、法律に基づく特別緑地保全地区などの指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより良好な緑地を保全するとともに、都市公園を着実に整備するなど、緑地の保全・創出に向けたさまざまな取組を進めてきました。

近年では、地震や局所的大雨に対する防災・減災や、生物多様性の保全、都市農地の多様な機能の発揮など、緑地の果たす役割はますます大きくなっています。さらに、成熟社会を迎え、市民の価値観が多様化する中で、緑地に対する期待はより高まっています。

一方で、日本は少子高齢・人口減少社会に直面しています。緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に対する財源の不足など、緑地を保全・創出し、それらを良好に維持し、将来に引き継いでいくには、様々な課題を抱えています。

そこで、引き続き必要な法令改正及び制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
農林水産大臣	江 藤 拓 様
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 様
環 境 大 臣	小 泉 進 次 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 緑地や公園の用地取得・整備及び維持管理への財政支援策の拡充

地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の維持管理に対する財政支援制度を新たに構築していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 物納された緑地を無償または減額貸付する制度の構築

物納された緑地のうち、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに構築していただきたい。

6 生産緑地地区に対する支援の拡充

指定後30年経過の対策として設けられた特定生産緑地制度の適切な運用を図るための措置を講じていただきたい。また、買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置等の支援拡充を実施していただきたい。

(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げることが、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらし、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に至っては、補助制度すらなく、地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方の

みが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考え要望するものである。

- 4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

- 5 相続税の物納地は無償又は減額貸付制度の対象外であるため、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

- 6 生産緑地から特定生産緑地への円滑な移行を促進するため、先進事例の紹介や情報共有など、適切かつ円滑な運用を図るための措置を講じていただきたい。

また、生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。さらに、生産緑地地区の多くが指定後30年を迎える令和4年度には、所有者の意思による買取りの申出の急増が懸念される。

これをこのまま放置すれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが予想される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

以上について要望するものである。